

【法人の事業について】

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖促進に関する事業
公 2	県内の河川及び湖沼における水生動物等に親しむ機会の提供の促進に関する事業
公 3	県内の河川及び湖沼に関する水産資源の保護培養のための普及啓発に関する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖促進に関する事業	58.6

〔1〕事業の概要について（注1）

(1) 趣旨

県内における河川及び湖沼を取り巻く環境は、社会経済の進展による生産拡大及び生活様式の変化に伴う人為的汚濁廃水の増大、更に河川工事、自然流水量の減少等により自然生態系が大きく変化し、水生動物等の生息環境が著しく損なわれ、魚類等の水産資源が年々減少している。水生動物等にやさしい生息環境づくりを推進するため、河川及び湖沼の環境改善の進展と並行して、激減している魚類等の水産資源の保護及び培養に積極的に取り組む。

(2) 事業の内容

ア 助成

【事業内容】

河川及び湖沼の水産資源の増殖を促進するために実施する淡水魚介類の種苗の放流（河川ではアユ、ヤマメ等、湖沼ではシジミ、ウナギ等）及び水産資源の確保（淡水魚介類の産卵場造成、カワウ等被害防除、流下仔魚調査等）のための事業に対し、事業費の一部を助成。

【助成対象】

効率的かつ円滑に河川及び湖沼の環境改善及び水産資源の増殖促進を図るため、長期にわたり淡水魚介類の放流を行い水産資源の保護増殖に取り組むこと等により豊かな河川及び湖沼の環境の維持に努めていることに加え、河川及び湖沼の状況に精通しているほか、各水域の増殖促進のための事業について専門的な知識を蓄積している内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）に対して助成することとしている。

イ 調査等

【事業内容】

河川及び湖沼における水産資源の保護増殖、生態系の維持及び保全、また環境保全のための調査等を実施。

【公表方法】

結果等については、ホームページ上での掲載等の方法により、広く社会一般に公表。

(3) 財源

基本財産の運用益を財源とする。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
16	・本事業は、河川及び湖沼における水産資源の保護増殖のために実施する取り組みに対しての助成、また調査等により得られた結果を基に、河川環境の改善、外的要因等の原因説明等に繋がることから、河川及び湖沼を取り巻く「自然環境の保護及び整備を目的とする事業」に該当すると考える。
19	・河川及び湖沼の水産資源は、その地域ならではの食材を提供することで、地域振興(例:東郷湖のシジミ、河原町のアユ)に資すると考えられる。また、国民のレジャー活動の多様化に伴い、「釣り」をはじめとする遊漁の振興は、地域社会の活性化に寄与すると考えられる。これらのことから、本事業は「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも該当すると考える。
21	・本事業は、河川及び湖沼における水産資源の保護増殖のために、魚の種苗等の放流により淡水魚介類を供給している事業に対し、助成を行っているほか、関係調査等を行う。そのため、公益に寄与し、水産関係者のみならず、広く「国民の生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」にも該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明
		その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p> <p>〈助成〉</p> <p>1. 水産資源の保護増殖に関する事業等によって、魚の豊かな川づくりを推進し、本県の河川及び湖沼の環境改善及び水産資源の増殖促進に寄与することを目的としている。事業目的や概要をホームページでも公表している。</p> <p>2. ア 河川及び湖沼の環境改善及び水産資源の増殖を促進することで、自然生態系及び水生動物等の生息環境が確保され、ひいては県民全体の生活環境の向上と地域社会の活性化へと繋がりを、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものである。</p> <p>イ 事業の質を確保するため、県内の河川及び湖沼や地域の実情に精通している役員をはじめ、県内のアユ等の生態研究等を行っている県の水産関係者等の専門家の助言を得ながら事業活動を進める。</p> <p>ウ 審査・選考を伴うものではなく、該当せず。</p> <p>エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>〈調査等〉</p> <p>1. 河川及び湖沼における水産資源の保護増殖、生態系の維持及び保全、また環境保全のための調査等によって魚の豊かな川づくりを推進し、本県の河川及び湖沼の環境改善及び水産資源の増殖促進に寄与することを目的としている。事業目的や概要をホームページでも公表している。</p> <p>2. 調査内容、得られた結果はホームページに掲載し、不特定多数の者が入手できるようにしている。</p> <p>3. 調査は、県内のアユの遡上調査等を行っている県の水産関係者、県内の河川及び湖沼、地域の実情に精通している漁協の組合員等の専門家の指示、助言を得ながら実施する。</p> <p>4. 外部への委託はない。</p>

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	県内の河川及び湖沼における水生動物等に親しむ機会の提供の促進に関する事業	10.3

〔1〕事業の概要について（注1）

(1) 趣旨

一般県民にとって、河川や湖沼は川遊びや釣りなどの親水性レクリエーションの場となっており、社会的に大きな役割を果たしている。しかしながら、現状は河川及び湖沼の流域の改変や内水面を取り巻く環境の変化に伴い、水生動物等に親しむ機会も希薄しているため、この役割がますます重要となっていることから、内水面の環境に対する理解を深め、関心を持ってもらい、河川や湖沼において水生動物等に親しむ機会を提供するとともに水産資源と人との共存及び生態系の保全・維持の重要性を周知し、地域の活性化に寄与することをめざす。

(2) 事業の内容

【助成内容】

市町村、非営利団体、内水面漁協等が河川や湖沼において実施する魚等のつかみ取り及び放流等の事業（祭りやイベントの中での開催も可。）に対し、事業費の一部を助成。（事業費の2分の1以下で、毎年会議で定める助成額の上限額以下とする。）

【応募方法】

事業実施年度の前年度中に、市町村及び内水面漁協へ直接照会するほか、ホームページへの掲載により公募。

【選考方法】

応募のあった全ての事業について理事会に諮り、書類の審査及び選定を行い、年間予算額及び事業数の範囲内で助成先及び助成額を決定。

(3) 財源

基本財産運用益及び鳥取県からの補助金を財源とする。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	2
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
09	・本事業は、魚の放流やつかみ取りのみならず、水産資源の大切さや魚の生態について学ぶ機会を提供する機会にもなることから、「教育を通じて、国民の豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。
19	・本事業は、水生動物等と親しむ機会を提供することにより、子どもを中心とする幅広い年代の地域住民が関わりを持ち、水産資源と人の共存及び生態系の保全・維持の大切さを認識し、魚の豊かな川づくりの推進を図ることから、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(13) 助成(応募型)	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	1.水生動物等に親しむ機会の提供の促進に関する事業等によって、魚の豊かな川づくりを推進し、本県の内水面の環境の理解及び地域の活性化に寄与することを目的とする。事業目的や内容をホームページでも公表している。 2.ホームページへ掲載する方法でも募集しているほか、各市町村から地域の非営利団体等へ周知をお願いしている。 3.審査・選考を行う会議では、当該事業の助成要望者から提出された要望書等の資料を全て配付し、十分に審査した上選考することとしている。直接の利害関係者は採択する際には排除している。 4.審査・選考に関わる役員等については、県や市町村、内水面漁協の代表者等の有識者を選任している。 5.助成した対象者及び内容は、ホームページへの掲載方法で公表している。 6.事業実施の際は、できるだけ立ち会うようにし、事業後は実績報告を提出させている。(使途不明な金額、不明な事業内容等あれば、証拠書類の提出を求める。)	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 3	県内の河川及び湖沼に関する水産資源の保護培養のための普及啓発に関する事業	20.1

〔1〕事業の概要について（注1）

(1) 趣旨

県内の河川及び湖沼において円滑に水生動物等にやさしい生息環境づくりを推進していくため、内水面に関わるそれぞれの立場の人たち（一般県民、行政、漁業関係者等）が内水面における水産資源の実状を認識し、正しい専門知識を身につけ効果的な事業の実施及び信頼を深め協力体制の構築に繋がる機会を提供するほか、内水面に関する規則等重要な情報を積極的に発信していくこと等により、水産資源の保護培養のための普及啓発を行う。

(2) 事業の内容

ア 講演会等

【事業内容】

河川及び湖沼の環境の悪化等外的要因を起因とする水産資源に関する問題点を中心とした内容をテーマとし、講演会等を開催する。有識者による講演により現況の認識及び情報の共有、また参加者により意見交換を行い、河川環境の改善のための方針の決定や水利調整を図る機会とする。(事業の内容及び講師の連絡調整等について、県の水産振興課の協力を仰いでいる。)

イ マップの作成

【事業内容】

現在当基金が作成している、県内主要3河川2湖沼における各釣り場の表示や規則等を掲載した持ち運び可能な「マップ」を、毎年度最新の情報に修正し各関係機関（市町村、遊漁証取扱先、内水面漁協）に無償配布する。また、作成したマップをホームページに掲載し、幅広く活用してもらう。

(3) 財源

基本財産運用益を財源とする。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	3
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
16	・本事業は、河川及び湖沼における水産資源の保護培養のための普及啓発活動として、内水面の漁業調整規則や釣り場等を掲載したマップを作成し、規則を周知させ生態系の維持を促進するとともに、多くの人が水や魚に親しめるような河川環境づくりの推進となる点から、「自然環境の保護及び整備を目的とする事業」に該当すると考える。
21	・本事業は、河川及び湖沼における水産資源の保護培養のための普及啓発活動であり、水産関係者のみならず、広く一般にも参加を呼びかけ、講演会やシンポジウム等を開催する。有識者からの報告や研究調査等に基づいた講演等により内水面の現状を理解し、問題点の解決に向けて生態系の維持と再生産のための技術開発や、漁業関係者等の取り組みを促進することで、内水面漁業の生産力の維持を図るものであり、公益に寄与し、広く「一般国民の生活に不可欠な物質、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」にも該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(講演会等) 1. 魚の豊かな川づくりを推進し、本県の水産資源の保護培養のための普及啓発活動及び地域の活性化に寄与することを目的としている。事業目的や内容をホームページでも公表している。 2. 各関係者への通知だけでなく、ホームページ等を通じて団体・個人問わず、広く一般の人が参加できるよう呼びかけている。 3. 当日、参加者に講演会の内容等に関するアンケートを配布し回答してもらうことで、当該講演の理解度や専門的知識の普及となっているか確認し、次年度以降実施する講演会等を検討するときの参考にしている。 4. 講師等に対しては、鳥取県の講師手当に準じて報酬を支払うこととしている。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(マップの作成) 1. 魚の豊かな川づくりを推進し、本県の水産資源の保護培養のための普及啓発活動及び地域の活性化に寄与することを目的としている。事業目的や内容をホームページでも公表している。 2. ア マップは、県内の市町村及び内水面漁協並びに遊漁証取扱先は無償で配布するほか、ホームページへも掲載し、不特定多数の者が情報を入手できるようにしている。 イ 事業の質を確保するため、県の水産振興課及び内水面漁協から掲載内容の意見聴取(内水面漁業調整規則や各漁協の遊漁規則の確認も含む。)及び助言を得ながら作成している。 ウ 審査・選考を伴うものではなく、該当せず。 エ 特定の団体や業界の利益を図るものではない。	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。